

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午後1時30分から午後1時52分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	成 嶋 均
事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎
	土田 直希

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました、ただいまから令和2年5月定例総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございませう、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、定例総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

田植えの時期で大変お忙しい中、5月の定例総会にご出席頂き誠に有難うございませう。

新型コロナウイルスの感染予防対策として、茨城県及びつくばみらい市から濃厚接触の削減などの要請が継続されています。農業委員会としても可能な限りの対策をしたいと考えまして、ひとつは「現地確認・調査部会」については、今月は伊奈地区が1班、谷和原地区が2班の予定でしたが、1班の方に谷和原地区を含めてすべての案件をお願いしまして、2班の方は休みとさせて頂きました。

さらに本日の「農地利用最適化推進連絡会」については、農業委員と農地利用最適化推進委員とを別々の会議開催としまして、会議人数を減らして社会的距離を確保することに致しました。

3つ目として、4月の農地パトロールを各自行っていたくことにし、全体のパトロールは中止いたしました。19日・20日に予定しています5月の農地パトロールも中止にし、各自で行っていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染予防で世界中が大変な状況になっていますが、我々農業委員会もできる限りの対策を講じていきますので、皆様のご理解をお願い致します。

さて、本日の議題は議案5件と報告事項2件ですが、皆様方の慎重な審議とスムーズな会議開催にご協力をお願いします。以上を申し上げて挨拶と致します。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしという声ございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。2番萱橋委員、3番飯泉委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。資料の1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は圃場の客土整地工事のための使用貸借となっております。申請地は、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,910㎡、■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は940㎡、合計2筆2,850㎡でございます。令和2年9月30日までの一時転用となっております。

説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

はい、5月7日に行った書類審査、現地調査結果について報告します。メンバーは、齊藤会長、飯泉委員、矢口委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

議案第1号、受付番号1番について説明させていただきます。地図は2ページになります。本案は去る1月総会において可決したものと同一案でございます。当該申請理由である圃場の客土工事が未了のまま許可条件の期間が3月末日で失効したため、再度申請したものであります。ちなみにその申請内容はほぼ同一であります。施工期間のみを延長したものであり、令和2年9月30日限りであります。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたし

ます。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。
3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は294㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思えます。9番矢口委員より報告をお願いします。

1. 矢口委員

5月7日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は齊藤会長、海老原委員、飯泉委員、私、成嶋事務局長、大久保主査、で行いました。

受付番号1番、地図は4ページになります。申請者は、自作地約161aを作付けしており、世帯員の常時従事者は2名で水稲・野菜を作付けする農家です。申請地は登記現況とも畑1筆、294㎡で規模拡大のため売買により譲受け、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、1番については農機具等も所有しており農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思えます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の報告が終わりました。これより審議をいたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は4件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況ともに畑、面積は4.64㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は121㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は15㎡、同じく■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は71㎡、同じく■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は48㎡の合計3筆、134㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記畑、現況宅地、面積は884㎡でございます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、書類審査及び現地確認の結果報告をいただきたいと思います。3番飯泉委員より報告願います。

1. 栗原委員

5月7日に行いました非農地証明の書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局から成嶋局長、大久保主査で行いました。受付番号1番、地図は6ページになります。

申請地は板橋から藤代に向かう県道左側で、以前に基盤整備がされて農道が付け足されたところの入ってすぐの角地になります。こちらにつきましては、昭和54年9月以前から宅地として使用されておりました。それにあわせて土地改良区の意見書も添付さ

れておりました。

続きまして、受付番号2番、地図は7ページになります。

申請地は、豊体から守谷に向かう県道の、青古新田の住宅の1本北側の道路に面したところにありました。こちらにつきましても平成11年5月以前から宅地として使用されており、今回につきましても土地改良区の意見書が添付されておりました。

続きまして、受付番号3番、地図は8ページになります。

申請地は、板橋藤代線の県道から東小学校に向かった土地の南側の付近になります。こちらにつきましても、平成6年11月以前から道路沿いにつきましても、資材置き場として一部使用されておりました。今回申請のあったところはその資材置場に続く法面の一部になって使用されております。

続きまして、受付番号4番、地図は9ページになります。

申請地は、谷和原庁舎前から小絹に向かう県道の谷原大橋手前の信号を左折して、10mから20mのところの左側の土地になります。こちらにつきましても、昭和48年以前から宅地として使用されており、住宅が建っている状態です。

以上のことから、1番から4番につきましても、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手続き、農地転用関係のなかに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると思われるので、非農地証明を発行しても差し支えない案件と思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議します。まず議案第3号、第受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求め

ます。
(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手あり)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、羽田委員

1. 羽田委員

参考に伺う。昭和48年当時建物に関しては、確認等は取ってあったのか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局より説明願います。

1. 事務局

建築確認は、用途が住宅で許可を取っており、農地転用については、倉庫として許可している経緯があった。現在、住宅として使用しており、登記地目変更登記をするために非農地証明の申請をしたものと思われる。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか、そのほかございますか。

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。10ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が1筆で、3,490㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

次に更新案件ですが、畑が6筆で、6,784㎡です。貸し手が2人で、借り手が2人となります。

合計では、田が1筆で、3,490㎡、畑が6筆で、6,784㎡、合計7筆、10,274㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和2年6月1日からとなります。

詳細につきましては、11ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

これより審議していきますが、11ページの受付番号7番は中山職務代理が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をまいります。

まず最初に、受付番号1番から6番まで審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。採決の結果、受付番号1番から6番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号7番を審議いたします。中山職務代理の退席をお願いします。

（中山職務代理退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号7番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号7番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号7番を原案のとおり許可することに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。
（中山職務代理復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらにつきましても12ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が8筆で、11,709㎡です。貸し手が4人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和2年7月1日からとなります。

詳細につきましては、13ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第5号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件、一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は14ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、1件です。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は15、16ページになります。

今回の合意解約は7件です。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが3件、耕作者変更のためのものが4件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。